

石綿による健康被害 の救済に関する法律 が制定されました

石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対し、迅速な救済を図るため「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。

このパンフレットは、死亡された労働者等の遺族で労災保険の遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に対する特別遺族年金及び特別遺族一時金についてまとめたものです。

支給請求の受付は、3月20日から開始されます(予定)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

■ 救済の対象者

労働者又は特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、指定疾病等※1にかかり、これにより死亡した方（以下「死亡労働者等」といいます。）※2の遺族であって、時効※3により労災保険法に基づく遺族補償給付※4の支給を受ける権利が消滅した方です。

※1 指定疾病等とは

指定疾病等とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物（肺がん）、石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水とする予定です。

指定疾病等の認定に当たっては、労働基準監督署から医療機関に対し、医学的資料を求めることがあります。

※2 死亡労働者等について

昭和22年9月1日以降に指定疾病等にかかり、これにより、この法律の施行（平成18年3月27日となる予定です。）の前日の5年前の日（平成13年3月26日）までに死亡した方をいいます。

注）平成13年3月27日以降に死亡した労働者（特別加入者を含む）の遺族の方については、労災保険法に基づく遺族補償給付の対象となります。遺族補償給付の支給を受ける権利は、※3のとおり、労働者等が亡くなった日の翌日から起算して5年で消滅しますので御注意ください。

※3 時効について

遺族補償給付の支給を受ける権利は、労働者（特別加入者を含む）が亡くなった日の翌日から起算して5年以内に請求しない場合には、時効によって消滅します。

※4 労災保険法に基づく遺族補償給付とは

労働者（特別加入者を含む）が業務上の事由による負傷又は疾病により死亡した場合に、その遺族に対して支給されるものです。

■ 救済の内容

特別遺族年金又は特別遺族一時金を支給します。

● 特別遺族年金

① 受給者

配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって次の要件にいずれにも該当する方です。

I 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと。

II 妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の方については、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイから二までに該当すること。

イ 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、55歳以上であること。

ロ 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

ハ 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は55歳以上であること。

ニ イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。

III 死亡労働者等の死亡の時から施行日(平成18年3月27日予定)までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ 婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたこと。

ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったこと。

ハ 離縁によって、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。

ニ 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したこと(死亡労働者等の死亡の時から引き続きIIニの厚生労働省令で定める状態にあるときを除く。)

ホ IIニの厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったこと(夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったときを除く。)

※死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたとは、もっぱら又は主として当該死亡労働者等の収入によって生計を維持されていることを要せず、死亡労働者等の収入によって生計の一部を維持していれば足り、いわゆる共稼ぎの場合もこれに含まれます。

※厚生労働省令で定める障害の状態とは、労災の障害等級第5級以上の身体障害にある状態をいいます。

年金を受けるべき者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順です。

② 支給額

支給額は、遺族の人数に応じて以下のとおりとする予定です。

1人	年240万円
2人	年270万円
3人	年300万円
4人以上	年330万円

※年金は、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。

請求を行う場合は、早めに手続きを行ってください。

※年金を受ける者が、2人以上いる場合は、その人数で除した額となります。

※同順位の受給権者が2人以上いるときは、そのうちの1人を年金の請求、受領についての代表者とする事となります。

※受給権者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の方が受給権者となります(これを「転給」といいます。)

なお、転給についても請求が必要となり、請求のあった翌月から次順位者の方に年金が支給されます。

● 特別遺族一時金

① 受給者

I 特別遺族一時金は、次の場合に支給します。

- | | |
|---|--|
| イ | 施行日（平成18年3月27日予定）において、特別遺族年金の受給権者がいないとき。 |
| ロ | 特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合で、それまでに支給された特別遺族年金の額が、イの場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額未満のとき。 |

II 特別遺族一時金を受けることができる遺族の方は、以下のとおりです。

- | | |
|---|--|
| イ | 配偶者 |
| ロ | 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母 |
| ハ | イ・ロに該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹 |

一時金を受けるべき者の順位は、Ⅱのイ、ロ、ハの順であり、ロ、ハの者のうちにあつては、それぞれロ、ハに記載の順です。

② 支給額

Iイの場合は、1,200万円

Iロの場合は、1,200万円からすでに支給された特別遺族年金の合計額を差し引いた差額を支給する予定です。

■請求期限

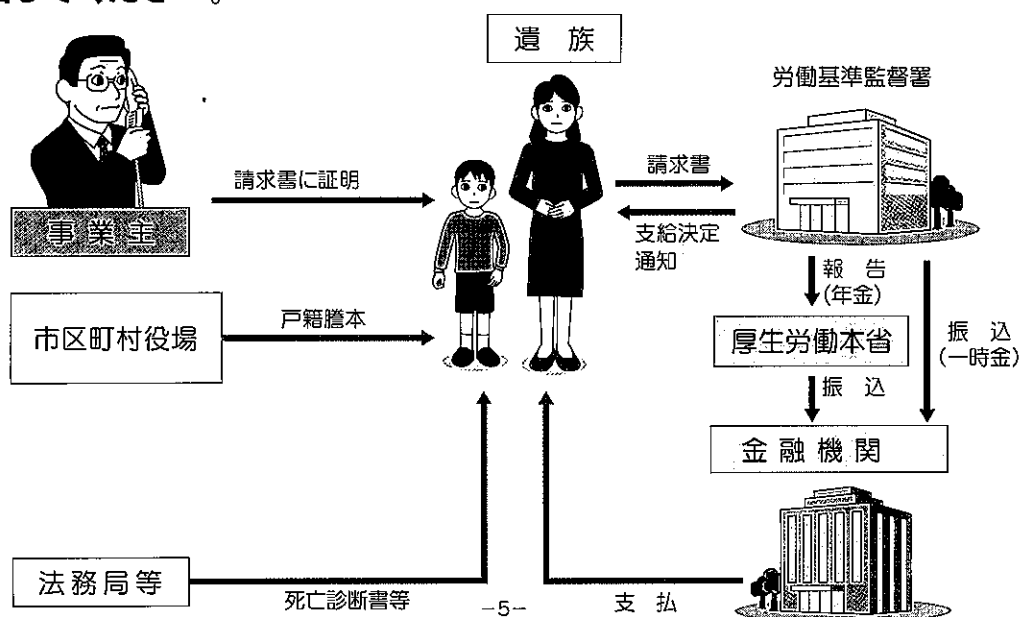
特別遺族年金又は特別遺族一時金の請求は、①施行日(平成18年3月27日予定)、②転給の場合については、その転給により受給権者となった時又は③P4①Iロにより支給する特別遺族一時金については、特別遺族年金の受給権者がいなくなった時から3年以内に請求しなければなりません。

■請求手続

特別遺族年金の場合は、「特別遺族年金支給請求書(P6)」を、特別遺族一時金の場合は、「特別遺族一時金支給請求書(P7)」を所轄の労働基準監督署に提出してください。

なお、請求に当たっては、死亡診断書や戸籍謄本など所要の添付書類が必要となります。

※戸籍謄本は、施行日(平成18年3月27日予定)以降の日付で証明されたものを提出してください。



請求書記載例

様式第4号(表面)

石綿健康被害救済法 特別遺族年金支給請求書

① 労働保険番号					フリガナ	コウ ロウ タ ロウ		
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	② 氏名	厚労太郎 (男・女)		
40	1	01	△△△△△△△		死亡労働者等の	生年月日	昭和7年2月16日(68歳)	
③ 発病年月日			④ 死亡年月日		職 種	製造工		
平成10年9月 日頃			平成12年11月14日		所属事業場 名称 所在地			
⑤ 石綿ばく露作業の従事時期及びその内容								
昭和37年から昭和50年までの間に、石綿スレート版の製造に従事して いた。								
②の者については、⑤に記載したとおりであることを証明します。								
事業の名称					△△△△ 局	電話番号 0000 番		
事業場の所在地					福岡市博多区0-0	郵便番号 812-XXXX		
事業主の氏名					代表取締役 労務次郎	(印)		
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)								
⑥ 上記以外の事業場における石綿ばく露作業の従事状況	事業の名称		就業時期		業務内容			
	(有)〇△木工所		昭和34年~36年		石綿の吹付け作業			
⑦ 請求人	フリガナ氏名	生年月日	フリガナ住 所		死亡労働者等との関係	障害の有無		請求人の代表者を選任しないときはその理由
	厚労花子	昭和9年9月2日	久留米市御井町0-0-0		妻	ある・ない		
		年月日				ある・ない		
		年月日				ある・ない		
⑧ 遺族年金を受けることができる遺族 請求人以外の特別	フリガナ氏名	生年月日	フリガナ住 所		死亡労働者等との関係	障害の有無		請求人と生計を同じくしている
	厚労チヨ	平成2年2月3日	久留米市御井町0-0-0		母	ある・ない		いる・いない
		年月日				ある・ない		いる・いない
		年月日				ある・ない		いる・いない
⑨ 添付する書類その他の資料名					死亡診断書、戸籍謄本			
⑩ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局	金融機関	名称	※金融機関店舗コード					
		預金通帳の記号番号	ハ女 (銀行) 金庫・農協・漁協・信組 (本店)・支店・支所					
	フリガナ名称	※郵便局コード						
	所在地	郵便局						
	郵便振替口座の口座番号	第 123456 号						
⑪ 救済給付における特別遺族弔慰金等の認定等の有無					(申請の予定なし)・申請予定・申請中・不認定・受給済			

上記により特別遺族年金の支給を請求します。

00年 3月 28日
福中中央労働基準監督署長 殿

請求人
(代表者)の

住所 久留米市御井町0-0-0
氏名 厚労花子 (男) (印)

請求書記載例

様式第7号(表面)

石綿健康被害救済法 特別遺族一時金支給請求書

① 労働保険番号					フリガナ	コウ ロウ メイ コ	
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	② 氏名	厚労梅子 (男・ <input checked="" type="radio"/> 女)	
14	1	05	X X X X X X			死亡労働者等の	生年月日
③ 発病年月日			④ 死亡年月日		職種	紡織工	
昭和60年10月 日頃			平成2年11月14日		所属事業場名称所在地		
⑤ 石綿ばく露作業の従事時期及びその内容							
昭和25年から昭和40年くらいまでの間に、石綿布等の石綿紡織製品を製造していた。							
②の者については、⑤に記載したとおりであることを証明します。							
00年3月27日			事業の名称		△O紡織所(株)	電話番号	△O△O 局 XXXX 番
			事業場の所在地		神奈川県横浜須賀町0-0	郵便番号	238-XX00
			事業主の氏名		代表取締役 厚生 三郎	(印)	
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)							
⑥ 上記以外の事業場における石綿ばく露作業の従事状況	事業の名称		就業時期		業務内容		
⑦ 請求人	フリガナ氏名	生年月日	フリガナ住所	死亡労働者等との関係	請求人の代表者を選任しないときはその理由		
	厚労三郎	昭和50年5月5日	東京都千代田区0-0-0	子			
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
⑧ 添付する書類その他の資料名		死亡診断書、戸籍謄本					
⑨ 救済給付における特別遺族弔慰金等の認定等の有無		申請の予定なし・申請予定・申請中・不認定・受給済					

上記により特別遺族一時金の支給を請求します。

100 0x0X 局
郵便番号-4XXX 電話番号 44XX 番

00年3月28日
横須賀 労働基準監督署長 殿

請求人 住所 東京都千代田区0-0-0
(代表者)の 氏名 厚労一平 (印) (印)

振込を希望する銀行等の名称			預金の種類及び口座番号		
東京	銀行・ <input checked="" type="radio"/> 金庫 農協・漁協・信組	虎ノ門	本店 <input checked="" type="radio"/> 支店 支所	普通・当座 第 1111 号 名義人 厚労一平	

■特別遺族年金、特別遺族一時金又は労災補償の対象とならない方の救済
特別遺族年金、特別遺族一時金又は労災補償の対象とならない方には
救済給付が支給される場合があります。

《救済給付が受けられる方》

石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた方(被認定者)と、
この法律の施行前に指定疾病に起因して死亡された方の遺族

《救済給付の内容と支給額》

被認定者に係る給付	{ 医療費 (自己負担分) 療養手当 (約10万円/月) 葬祭料 (約20万円)
この法律の施行前に 死亡された方の 遺族に係る給付	{ 特別遺族弔慰金 (280万円) 特別葬祭料 (約20万円)
その他	救済給付調整金

《救済給付の申請手続》

一部の保健所等でも申請受付ができるよう準備進められていますが、当面は、独立行政法人環境保全再生機構又は環境省地方環境事務所にご相談のうえ、申請等の手続きを行ってください。

「被認定者に係る給付」(現在、石綿による中皮腫や肺がんにかかっている方に対する医療費・療養手当)は、申請のあった日から給付されますので、早急に申請することをお勧めします。

「この法律の施行前に死亡された方の遺族に係る給付」(特別遺族弔慰金等)は、施行の日から3年以内であれば請求できます。

■問い合わせ先

特別遺族年金又は特別遺族一時金について、さらに詳しく内容をお知りになりたいときは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

また、労災補償の対象とならない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構(0120-389-931<3/6開通>)までお問い合わせください。